

2023年11月22日

各 位

会 社 名 南海化学株式会社  
 代表者名 代表取締役社長執行役員 菅野 秀夫  
 (コード番号：4040 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 取締役常務執行役員業務本部長 室井 真澄  
 (TEL. 06-6532-5590)

**役員向け株式給付信託（RS交付型）及び従業員向け株式給付信託の導入に伴う  
 第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式の処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当による自己株式の処分の実施に伴い、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による自己株式の処分

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年12月8日
(2) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 180,000 株 (うち役員向け株式給付信託（RS交付型）50,000 株、 従業員向け株式給付信託 130,000 株)
(3) 処分価額	1株につき 4,495 円
(4) 処分総額	809,100,000 円
(5) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員及び国内非居住者を除きます。以下も同様とします。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。以下も同様とし、当社の取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託（RS交付型）」（以下、「本役員向け制度」といい、本役員向け制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本役員向け信託契約」といいます。また、本役員向け信託契約に基づいて設定される信託を「本役員向け信

託」といいます。)を導入することを決議し、本役員向け制度の導入に関する議案を2023年6月28日開催の第72回定時株主総会においてご承認頂きました。(本役員向け制度の概要につきましては、2023年5月15日付「当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託(R S交付型)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。)

また、2023年8月14日開催の取締役会において、当社の従業員(以下、「従業員」といいます。)を対象としたインセンティブ・プランとして、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大を図ることを目的とし、「従業員向け株式給付信託」(以下、「本従業員向け制度」といい、本従業員向け制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本従業員向け信託契約」といいます。また、本従業員向け信託契約に基づいて設定される信託を「本従業員向け信託」といいます。)の導入を決議いたしました。(本従業員向け制度の概要につきましては、2023年8月14日付「当社の従業員に対する従業員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。)

本自己株式の処分は、本役員向け制度及び本従業員向け制度導入のため、本役員向け信託及び本従業員向け信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、本役員向け制度及び本従業員向け制度の導入に際し当社が制定する株式給付規程に基づき、それぞれ5事業年度、10事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2023年9月30日現在の発行済株式総数2,330,330株に対し、7.72%(2023年9月30日現在の総議決権個数19,750個に対する割合9.11%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。)となります。当社としましては、本自己株式の処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

#### <本役員向け信託の概要>

- ①名称 : 役員向け株式給付信託(R S交付型)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④受益者 : 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2023年12月8日(予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2023年12月8日(予定)
- ⑨信託の期間 : 2023年12月8日(予定)から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

#### <本従業員向け信託の概要>

- ①名称 : 従業員向け株式給付信託
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : 株式会社りそな銀行

株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。

- ④受益者 : 従業員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 従業員から選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2023年12月8日（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2023年12月8日（予定）
- ⑨信託の期間 : 2023年12月8日（予定）から本信託が終了するまで  
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前5営業日（2023年11月15日から2023年11月21日まで）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値平均である4,495円といたしました。

本取締役会決議日の直前5営業日までの東京証券取引所における当社株式の終値平均を採用したのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近5営業日としたのは、2023年11月14日に当社が「2024年3月期第2四半期決算短信」および「2024年3月期通期業績予想の修正および配当予想の修正に関するお知らせ」を公表したことを踏まえ、直前営業日、直近1ヶ月、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日（2023年11月21日）の終値5,090円からの乖離率は-11.69%（小数点以下第3位を四捨五入）及び本取締役会決議日の直前1カ月間（2023年10月22日から2023年11月21日）の終値の平均値である3,769円（円未満切捨て）からの乖離率は19.26%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2023年8月22日から2023年11月21日）の終値の平均値である3,836円（円未満切捨て）からの乖離率は17.18%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2023年5月22日から2023年11月21日）の終値の平均値である3,102円（円未満切捨て）からの乖離率は44.91%（小数点以下第3位を四捨五入）となっており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）にも準拠していることから、本自己株式の処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（4名にて構成、うち社外取締役3名）は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適法である旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

### 1. 異動が生じた経緯

本第三者割当に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託口）は当社の議決権の 13.08%を保有することとなるため、同銀行が新たに当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主となる予定です。

### 2. 異動する株主の概要

(1) 名称	株式会社日本カストディ銀行(信託口)
(2) 所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土屋 正裕
(4) 事業内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務
(5) 資本金	51,000 百万円

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (2023年9月30日現在)	1,018 個 (101,800 株)	5.15%	第 2 位
異動後	2,818 個 (281,800 株)	13.08%	第 1 位

- ※ 1. 異動前の議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 355,330 株  
2023年9月30日現在の発行済株式総数 2,330,330 株
2. 異動後の議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 175,330 株
3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第 3 位を四捨五入しております。
4. 異動後の大株主順位については、2023年9月30日現在の株主名簿を基準に当社において大株主順位を想定したものです。

### 4. 異動予定年月日

2023年12月8日（予定）

### 5. 今後の見通し

本異動に伴う当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以 上